

一般財団法人 平和・安全保障研究所

研究活動に係る研究倫理教育に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当研究所において研究に携わる者（以下「研究者」という。）の研究費執行に求められる倫理規範を習得するための研究倫理教育に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程に掲げるとおりとする。

(統括管理責任者)

第3条 常務理事（事務局長）は、統括管理責任者として、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について適切な措置を定期的に講ずるものとする。

(1) 研究倫理教育による研究者倫理の向上。

(2) 研究員が自らに研究のため収集した資料・情報・データ等の一定期間の保存及び開示の指導。

(研究倫理教育責任者)

第4条 統括管理責任者は、研究倫理教育責任者を兼務し、対象たる研究者に対し、求められる研究倫理規範を修得させる。

2 必要と認めるときは、研究員以外の職員に対しても同様とする。

(研究倫理教育)

第3条 研究者は、次の各号のいずれかのプログラムを教材として、研究倫理規範を習得する。

(1) APRIN eラーニングプログラム（一財 公正研究推進協会プログラム）

(2) Green Book（丸善出版(株)発行テキスト）

(3) 研究倫理 eL CORE（独 日本学術振興会プログラム）

(受講の時期)

第4条 研究者等は、研究倫理教育を採用時速やかに受講する。

次回以降の受講は統括管理責任者が必要と認めたとき又は起算して5年以内とする。

(守秘義務)

第5条 研究倫理教育により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成26年8月16日付け 文部科学大臣決定）に準じる。その他必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和元年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日改程する。